

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年10月25日（金曜日）

号外第32号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○公告	
予算の議決（2件）（総務・財政課）	1

## 公 告

令和元年第3回神奈川県議会定例会における令和元年10月16日の会議で議決された令和元年度神奈川県一般会計及び同特別会計の補正予算は、次のとおりです。

令和元年10月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和元年度神奈川県一般会計補正予算（第3号）

令和元年度神奈川県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,241万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆8,559億6,001万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為追加」による。

2 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為変更」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	歳 入		補 正 額	計
		補正前の額	千円		
11 繰 入 金		52,525,512	千円	18,254	52,543,766
	1 特別会計繰入金	945,942		18,254	964,196
12 繰 越 金		10,701		14,157	24,858
	1 繰越金	10,701		14,157	24,858
	歳入合計	1,855,927,600		32,411	1,855,960,011

款	項	歳 出		補 正 額	計
		補正前の額	千円		
2 総 務 費		305,269,613	千円	19,450	305,289,063
	6 総務管理費	37,938,017		19,450	37,957,467
4 民 生 費		283,024,220		7,950	283,032,170
	1 社会福祉費	15,415,188		7,950	15,423,138
8 商 工 費		14,932,402		5,011	14,937,413
	2 工業費	7,902,311		5,011	7,907,322
	歳出合計	1,855,927,600		32,411	1,855,960,011

第2表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度	額
-----	-----	-----	---

購読料  
一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円  
（消費税・地方消費税・送料込み）  
本号一部三六〇円（消費税及び地方消費税込み）

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策部政策法務課  
電話横浜（〇四五）二二〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五一二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜（〇四五）五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

職員研修業務委託事業費	令和元年度から 令和4年度まで	千円 205,101
企業立地促進補助金	令和元年度から 令和21年度まで	17,000,000

第3表 債務負担行為変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
コンピュータセンター 外部移転運営費	令和元年度から 令和2年度まで	51,462	令和元年度から 令和2年度まで	54,937

令和元年度神奈川県中小企業資金会計補正予算（第1号）

令和元年度神奈川県中小企業資金会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度神奈川県中小企業資金会計予算」の名称を「令和元年度神奈川県中小企業資金会計予算」とし、同予算中の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,517万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,801万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	歳 入		計
		補正前の額 千円	補 正 額 千円	
1 中小企業資金収入		3,152,838	195,176	3,348,014
	1 貸付金収入	1,121,955	195,176	1,317,131
	歳入合計	3,152,838	195,176	3,348,014
款	項	歳 出		計
		補正前の額 千円	補 正 額 千円	
1 中小企業資金		3,152,838	195,176	3,348,014
	4 繰出金	764,442	18,254	782,696
	5 公債費	982,923	176,922	1,159,845
	歳出合計	3,152,838	195,176	3,348,014

令和元年第3回神奈川県議会定例会における令和元年10月16日の会議で議決された令和元年度神奈川県一般会計の補正予算は、次のとおりです。

令和元年10月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

令和元年度神奈川県一般会計補正予算（第4号）

令和元年度神奈川県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36億272万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆8,595億6,273万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰

越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債変更」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	歳入項	入		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
8	国庫支出金	122,629,996	187,740	122,817,736
	2 国庫補助金	66,387,955	187,740	66,575,695
11	繰入金	52,543,766	7,000	52,550,766
	2 基金繰入金	51,579,570	7,000	51,586,570
12	繰越金	24,858	3,397,982	3,422,840
	1 繰越金	24,858	3,397,982	3,422,840
14	県債	174,136,000	10,000	174,146,000
	1 県債	174,136,000	10,000	174,146,000
	歳入合計	1,855,960,011	3,602,722	1,859,562,733

款	歳出項	出		計
		補正前の額	補正額	
		千円	千円	千円
2	総務費	305,289,063	111,000	305,400,063
	8 安全防災費	7,626,630	111,000	7,737,630
3	環境費	10,933,022	165,000	11,098,022
	3 自然保護費	1,224,035	165,000	1,389,035
7	農林水産業費	15,280,236	310,722	15,590,958
	1 農業費	1,496,392	310,722	1,807,114
8	商工費	14,937,413	3,000,000	17,937,413
	1 商工総務費	4,531,624	3,000,000	7,531,624
12	災害復旧費	559,713	16,000	575,713
	1 農林水産施設災害復旧費	283,400	16,000	299,400
	歳出合計	1,855,960,011	3,602,722	1,859,562,733

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
3	環境費		130,200
	3 自然保護費		130,200
		古都及び緑地保全事業費	130,200
8	商工費		3,000,000
	1 商工総務費		3,000,000
		中小企業・小規模企業復旧支援事業費補助	3,000,000
12	災害復旧費		16,000
	1 農林水産施設災害復旧費		16,000
	合	現年災害復旧費計	16,000
			3,146,200

第3表 地方債変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
(災害復旧債) 農林水産施設災害復旧費	96,000	借入先 財務省、銀行又はその他	年5.0%以内。ただし、利率見直し方	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。	106,000	借入先 財務省、銀行又はその他	年5.0%以内。ただし、利率見直し方	償還期間 据置期間を含め60年以内。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰り上げし、又は低利債に借り替えることができる。

法による。債券発行の場合における発行価格は、知事が定める。

利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還財源 一般歳入又はその他

借入時期 令和元年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。

その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもつて一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。

合 計 174,136,000

法による。債券発行の場合における発行価格は、知事が定める。

利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還財源 一般歳入又はその他

借入時期 令和元年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を翌年度に繰り延べ起債することができる。

その他 経済界その他の状況により長期債の借入れが適当でないとき、知事が適宜償還期間を定め、長期債を償還財源とする短期債をもつて一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。

174,146,000